

帰ろう。ふるさと犬山へ
暮らそう。働く犬山で



写真出典:犬山市制 60周年記念市勢要覧

U・Iターン定住 応援します！

ふるさと・働きて
定住促進サポート事業

詳しくは裏面へ

犬山市では、市内の定住人口を増やすためにU・Iターン定住する人や犬山市で働く人たちの子育て世帯の住宅取得に対して、住宅取得費用の一部を補助します。

[ふるさと・働きて定住促進サポート事業]とは？

ふるさと

働きて

市内に親世帯が住んでいる **十子世帯**※①が市外に住んでいる
(祖父母世帯でもOK) (40歳以下の子育て世帯)

世帯※①が市外に住んでいる
(申請者又は配偶者が40歳以下)

※①1年以内に結婚する場合や、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の証明を受ける場合も対象。

同居支援タイプ

近居支援タイプ

在勤支援タイプ

「同居」とは

市外在住の子世帯が市内で親世帯と同居する(同一敷地、隣接地又は同一棟で住む)こと

「近居」とは

市外在住の子世帯が親世帯の近くに居住する(犬山市内に住む)こと

「在勤」とは

市外在住で市内の事業所で継続して1年以上働く者の世帯が市内で居住すること

市外・市内在住は1年以上が条件
補助対象物件に3年以上継続して居住することが条件

対象となる住宅

対象となる住宅

対象となる住宅

市内の一戸建住宅等の住戸

市内の一戸建住宅等の住戸

市内の一戸建住宅等の住戸

新築・中古は問いませんが、賃貸住宅は対象外

補助内容

補助内容

補助内容

持家をリフォーム※②
または住宅を新築や購入する費用の1/2、上限60万円を補助

子世帯が住宅を新築や購入する費用のうち上限20万円を補助

世帯が住宅を新築や購入する費用のうち上限20万円を補助

完了報告時に多子世帯(同一世帯で3人以上かつ第3子以降の子が中学生以下の世帯)に該当する場合はさらに20万円を補助(申請時に胎児の場合は母子手帳の所有が条件)

※②リフォーム工事は市内事業者の施工に限る。

受付開始

随時受付しています。

予定枠を超えた場合についても先着順で受け付けします。(申請後に年度をまたぐ場合は事前にご相談ください。)

申請時の注意

転居(住民票の異動)、工事・売買契約や建物登記の時期などによっては補助の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

詳しくはホームページや窓口でご確認ください

(URL) <https://www.city.inuyama.aichi.jp/lifescene/1007549/index.html>

申込み&問合せ

都市計画課 営繕住宅担当(本庁舎2階)まで

電話 0568-44-0331(ダイヤルイン) FAX 0568-44-0366

E-mail 080100@city.inuyama.lg.jp